

Title	古代英国都市概論 ( 英国都市発達史の一節 )
Sub Title	
Author	野村, 兼太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1927
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.21, No.1 (1927. 1) ,p.32- 71
JaLC DOI	10.14991/001.19270101-0032
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19270101-0032">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19270101-0032</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 古代英國都市概論

(英國都市發達史の一節)

野村 兼太郎

人類の都市生活の發達が今日のやうな形態を採るに至るまでの間には種々様々の變遷を経て來た。所謂「村落經濟時代」を終り「都市經濟時代」となり、さらに進んで「國民經濟時代」となること云ふ概括的結論は個々の國々の經濟状態と正確に一致することは不可能であり、個別的現象に就いては反對の事實をも指示し得るものである。例へば英蘭に於いて Edward 一世(一二七二—一三〇七)の時代にすでに一種の國民的議會を有してゐたが如きである。(Ashley, Economic History, Part II, p. 8) 要するに單に人類の經濟的發展の傾向を概略的に指示するに止まる。個々の發展は個々の地方地方に就いて論ずる必要がある。この點は一步進めれば同一國

内に於いても概論的記述は危険であること云へないこともない。英蘭に於ける都市の状態にしても同一世紀にあつてそれぞれの都市は全く異なつた發達をなしてゐる。大都會は小都會よりも遙かに早く進歩した状態に到達してゐる。「概括的に英蘭の諸都會の忠實なる都市生活の描寫を畫かんとするならば二つの困難がある。一つは數個の都會の大いさに甚だしい懸隔のあること、いま一つは大體に於いてその結果ではあるがそれ等の發展に完全なる同時性を缺くことである。倫敦は第十五世紀の始めに約四萬の人口を有してゐたらしい。他の英蘭都市にしてその半の人口を有するものもなかつた。York と Bristol とが各約一萬二千 Plymouth と Coventry とが約九千、Norwich, Lincoln, Salisbury, Lynn 及び Colchester は五千と七千との間、他方他の歴史ある都會の多くは千五百から五千の住民を有してゐたに過ぎない。それでも倫敦と他の都會との相違、さらに一層 York 若しくは Bristol との相違は種類の差でなく寧ろ程度の差であり、質でなくして量の差であつた。處置さるべき事柄、貨物、人々の數がより大であり、政府の構造が小分され、或ひは倍加される必要があり、組織はさらに細密ではあつたが、完全に一般的類似を有して

ゐた。正確に平行して發達しなかつたことはさらに重大なる困難であつた。より大なる都會の一つに於けるその特殊の制度或ひは慣習の成立はより小さな都會に於ける成立より屢々五十年から百年の隔りがあつた。故に都市生活の一般的觀念を與へんと試みるに際しても、その記事は唯大略の事實であること、Southampton 又は Nottingham 又は Newcastle のやうな平均して中位の大きさの都會に最も宛嵌まつて居ること、そして又大都市に於いては第十五世紀の初頭に於いて眞であるが、小都市に於いてはその世紀の末葉に至るまで眞でないこと等を知つて置かなければならない。(Ashley, op. cit. p. 11) この注意は以下英國の古代都市發達の狀況を概論するに際しても記憶さるべきことである。本論文の目的とするところは上述の如き條件の下で古代英國に於ける都市の變遷及び狀態を略述し、以つて中世英國の都市を論ずる前提となさんと欲するものである。又従つて都市の本質に關する議論はこゝではあまり問題としない。

英國の都市は古代羅馬時代と中世と具體的には殆ど全く關係のないことはすでに「英國都市起源考」に於いて論述した如くである。唯羅馬時代に於ける都市生活の訓練が後の所謂英國都市の樹立に與つて多少の力があつたことを認むるまでもある。(拙著「經濟史研究」第一卷一九—二二頁參照)又事實この時代の狀態を詳細に知ることが目下のところ殆ど不可能に屬する。従つて次ぎには Norman Conquest 即ち一〇六六年以前の古代都市の狀態を羅馬時代とサクソン時代に分つて記述することとする。序でになほ中世以後の狀態を略記して置くことと次ぎの如くである。即ち中世になつて古代から引續いて發達して來た少數の都市を除いては、主として商業的重要さから漸次に發展して來た都市であつた。その發展を概括的に區分することは頗る困難である。例へばその經濟狀態に重きを置いて次ぎの四つの階梯に分けることが出來る。極めて初期に於いては都市とマナー村落とは殆ど區別することが出來ない。市民の大多數はその共同耕地の耕作に従事し極めて少數の者だけが商賣や手工業に従事してゐたのである。彼等の特權は財産の保障と人格的自由とを比較的多く有してゐたと云ふに止まる。盜賊や暴行に對する取締商賣の記録又領主が勝手に生産業の全利益を取上げるやうな權利の制限等に就いて特別の用意が存してゐた。勞役の義務は大部分が貨幣料

金の支拂に代り、ある程度の職業選擇の自由が存してゐた。(H. O. Meredith, Outline of the Economic History of England, p. 49) この程度の發達を果して都市と云ふべきか如何か當然問題になると思ふ。然しそれに關する疑問は次節に譲つて、先づ都市發達の區分に就いて述べ終ることとする。都市發達の第二期は市民と富と數が増加して來たので領主から種々なる權利を購求し、終に自治の特許狀を獲得するに至つた時代である。この頃にギルド商人の發生を見、都市内の商工業を統制し、外界に對してはその都市の經濟的利益を代表してゐたのである。第三の時期は次第に發達して來た産業の分岐が一つのギルドに依つて統轄されることが不可能になり、特殊の産業に特殊のギルドが生ずるやうになつた。第十五世紀にYorkには六十のクラフト・ギルドがあり、Bristol には二十六、一三九〇年の早きに Beverley には三十八存してゐた。(Medieval England, VIII. Town Life p. 307 by Lucy Toulmin Smith) 又都市政府に依つて種々なる經濟的立法が行はるゝに至つた。第四は中世末の状態であつて都市と地方との間に明瞭な區別が生じ、工匠の大部分が資本家に依頼する賃銀労働者と變ずるに至り、中央政府の權力が次第に都市に及び、こゝ

に封建的都市の没落となつた。(Meredith, op. cit. pp. 49-50) 勿論かくの如き變化もすべての都市に一樣同時に生じたものでないことは云ふまでもない。然し都市發達の状態を概念的に知る上に便宜なる方法である。こゝではその變遷の状態を一瞥する必要があるために引用したので、これを他の方面から見れば英國封建制度建設期、隆盛期、衰頹期の三期に分かつて論ずることが出来る。この時代を經過し産業革命と貿易路發展の結果、こゝに近世都市の發達を見るに至つたのである。

## 二

如何なるものが都市であるか云ふやうな問題は實際に於いて明確なる答を與へること甚だ困難であると云はなければならぬ。余は都市の起源に於いても商業的要素に重きを置く結果として、都市とはそれだけでは經濟的に自給し得ざる人類の住居の集團と見るのである。即ち都市はその近隣の地方に又は近世にあつては廣く外界に經濟上依存せざるを得ない社團である。勿論今日にあつては農村と雖も多くの日常必需品を外界に求めてゐる。然し假令外界との交渉を斷つともそれだけで自存し得る集團である。かく定義するとするも都市發達

の初期にあつては前述の如く具體的區別は明かでない。殊に同じく都市を意味する言葉を以つて表現するものでも、時代に依つてその内容を甚だしく異にする。Caesarの記述を大體に於いて信するならば當時の都市は後に述ぶるが如く吾人の現在意味するものは著しく相違するのである。(J. M. Kemble, *The Saxons in England*, vol. II, p. 263)ある意味に於いて都市はその時代時代の文化の産物であり又その代表である。文化が衰頹した時に先づ破壊されるものは都市であらう。都市の發達は人類に經濟的餘裕の存在せる結果であり、多少とも信用の發達せることを示すものである。従つて所謂眞の英國都市とは殆ど關係のない古羅馬、アングロ・サクソン時代の都市を記述することが全く無用の業ではないのである。羅馬人侵略當時の英蘭が如何なる状態にあつたかに就いて吾人の知るところは極めて僅かである。Herodotus, Aristotle, Polybius等の甚だ漠然たる記述に依れば遙か北方に存在する十個の錫の島をそれと推測するのみである。(Aristotle, *De Mundo* chap. III, Herodotus, *Hist.*, lib. iii, § 115, Polybius, *Hist.*, lib. iii, c. 57)當時の住民が全く野蠻人であつて紀元前五五年 Caesarが約一萬の兵と共に第一回の侵入を行

ふまで、海岸の近くに住む土人は Straboの記述に従へば黒衣を著し、手に杖を持ち、山羊の如き鬚髯を蓄へ、遊牧を業とし、獸皮や錫を土器や鹽と交換してゐたところである。これ等の海邊の住民は未だ多少進歩してゐたが、内地に入込むと全く野蠻人であつて鳥獸を捕獲して生活してゐた。時折に來航するフェニキアの商人もこれ等とは全く關係がなかつた。(R. M. Garnier, *History of the English Landed Interest*, vol. I, p. 2) 従つて羅馬の優秀なる文化の侵入と共にこゝに新しくその影響を受けた地方に半開の文化が生じたのは當然であらう。又それ等の侵入者がその以前に通過して來たゲルマニアに於ける經驗を多少なりとも齎らしたと考へられる。

前述の如く當時都市の名を以つて呼ばるゝものも今日のものは概念が著しく相違してゐる。然し羅馬の支配の終る頃までには相當大きな都市が存在してゐたやうである。と云ふよりも土人の酋長や羅馬の士官並びにそれ等の從屬者の住居地として甚だ立派な城廓が建設されてゐたと云ふ方が適當であるかも知れない。このことは少くとも近世期になつて盛んに行はれてゐる發掘等に依つ

でも推測出来る。(例へば Society of Antiquaries of London 等の多くの報告)厚い高い城廓に圍まれ所々に塔があり、城門には衛兵があつて出入の者を檢し、城壁内には城廓の偉大さに比敵するやうな公私の建物が存在してゐた。法廷は高い列柱に周らされ、特別の市場は堅牢な建物に圍まれ美しい外観を有し且つ頗る便利な浴場の設備があつた。古典風な寺院の外には個々の私人の住宅にしてもかなり華美なものであつたらしく、床にしても壁にしても美しい模様を有する相當贅澤なものであつた。そして都市の中心は大體に於いて法廷及び市場であつたらう。(James Thompson, An Essay on English Municipal History, p. 1. 及び J. P. Bushe-Fox, Excavations on the Site of the Roman Town at Wroxeter. 等参照)かくの如き市場に地方から齎されたものは時折來る希臘羅馬の工藝品以外には各地方——英蘭以外からも調貢その他いろいろな形式で送らるゝ農産物が主要なものであつたらしい。前述の如く吾人は殆ど文獻を有してゐないのであるから、これ以上の推測は甚だ危険である。唯以下これ等の都市の間にもある種の楷梯のあつたことを Thompson の記述に従つて述べて置かうと思ふ。

Tacitus に依れば第一世紀の後半に於いて上述の如き都市が多くは羅馬軍の滯在地に殊に發生するやうになつた。又被征服者たるブリント人は羅馬人の制度、風俗、慣習を模倣する傾向があつた。多くの場所に於いて平和に歸するに羅馬人に都合のよい制度が樹立された。然し始めから多數の羅馬人の移住してゐた地方ではその母國の都市に餘程類似のものが設立され、ブリトン人或ひはその他の民族の混淆の多少に依つて數種の違つた都市を現出したことは極めて自然であらう。又それに依つて自由の程度も相違してゐた。これ等の羅馬時代の都市の第一に屬するものは羅馬市の小さき模倣である Coloniae である。羅馬市に於けると同じやうな慣習、法制、稱號を有してゐた。その住民は大部分羅馬老兵から成立つてゐたらしい。この種の都市即ち Coloniae は Thompson に従へば普通文官に依つて統治されるもの、二軍事的統轄を受けてゐたもの七つを算へてゐる。即ち Bath, Caerleon, Chester, Chesterfield, Colchester, Gloucester, Lincoln, London 及び Richborough である。従しその中眞に Coloniae として知られてゐたものとして Colchester, Lincoln, Gloucester の三つの外に York を擧げてゐる者もある。(拙著「經濟史研究」第一卷二

一頁なほ後の考を挾つ。兎に角これ等の都市が南部英蘭に於ける軍事上の要地であることは明かであらう。

次に Coloniae よりもある點に於いては優秀なる特權を有してゐた Municipium があつた。住民は帝國の法令の支配を受けず、羅馬市民の稱號を有し、彼等自身の長官を自ら選ぶ權利又彼等自身の法律を制定する權利を有してゐた。Antoninus (紀元一三八年)以前に St. Alban's は明かに、又 York も Municipium であつたと云ふ者もある。(Thompson)

以上の二種の都會よりもやゝ自由の程度低きものに羅甸的權利(Latin Right)を有するものがある。これ等に於いても住民は彼等自身の長官を選擧してゐた。これに屬する都市は次ぎの十を算へることが出来る。Blackro'e, Caistor (Lincolnshire), Carlisle, Carterick, Cirencester, Dunbarton, Inverness, Perth, Salisbury, 及び Longwood に於ける Slack 等である。

最後に最下級に屬する都會として貢獻を必要とし、又羅馬の役人に依つて支配されるものがあつた。これに屬する都會としては Caer Segont, Caerwent, Caermarthen,

Canterbury, Norwich の附近の Caistor, Dorchester, Exeter, Leicester, High Rochester, Rochester (Kent), Vindonum (Hampshire) 及び Winchester 等が擧げられる。(Thompson, op. cit. pp. 2-4) 勿論上述の地名で悉く盡きてゐるわけではない。然し何れも都會として甚だ大なるものではなかつたことは明瞭であつて、倫敦の如きも最初に Tacitus に現はれてゐるが、そのセルチックの起源に關しては勿論、羅馬時代に就いても殆ど知られてゐない。(Ch. Petit-Dutailis, Studies and Notes supplementary to Stubbs' Constitutional History, vol. I. p. 72) この概觀に於いてはこれ以上羅馬時代に就いて述べる必要はあるまいと思ふから、次ぎのサクソン時代に移ることにする。

### 三

紀元第五世紀の始めに羅馬人の退去と共に都市を總轄する權力が存在しなくなつて、こゝに古い羅馬都市が次第に獨逸民族の侵入するところとなつた。即ちサクソン族并びにアングル族が相次いで英蘭の内部へ入込み都市は次第に破壊されるに至つた。ある都市の如きは全然消滅してしまつたものもある。例へば今日の Hampshire の Silchester の附近に當る Calleva Atrebatum の如きは發掘の結果

全然住民に依つて見棄てられたものらしいと云ふことが解つた。羅馬政府の退去約四〇七年頃の後、約一世紀間は住民があつたらしく、最近の發見に依ると再びケルチック語を使用してゐたと云ふことである。然るに獨逸民族の侵入と共に都市は撤廢され、その以後住む者もなかつた。(Haverfield, *The Last Days of Silchester*. *English Historical Review*, XIX, pp. 625) これ等の都市が漸次に侵入者に依つて破壊され、一步一步彼等の領域が擴張されたことは云ふまでもない。然しある重要な都市は後年彼等が城壁都市及びその生活の有利なることを知るに至るまで侵略を免れてゐた。従つて破壊されずに新に彼等の制度に従つて再建されたものも少くない。例へば Bath, Gloucester, Cirencester 等の羅馬時代の都市はアングロ・サクソン民族がすでに百五十年も英蘭を占有してゐた五七七年に至るまでその侵入を免れてゐた。(Medieval England, op. cit. p. 282)

かくの如くある都市は後まで續いてゐたと云ふことから見て、羅馬時代の都市の滅亡をサクソン人の急激なる破壊以外に歸する Kemble の説は一理あるものと云はなければなるまい。即ち羅馬時代の都市が滅亡したことは事實であるが、然し暴力的破壊よりも遙かに緩かで又確な経過に依つて亡びたのである。即ち時の経過、等閑に附した結果、及び自然の作用等に依つて壊滅したのである。羅馬の支配が未だ終らぬ中でさへ地方の土地の衰微は都市に人口を集注させた。況んやその後の暴君の時代にあつては地方の人口の空しくなつたのは當然であらう。然し市民が外部からサクソン人等の侵入なく、舊來の地位を平穩に續けてゐたとしても、なほ彼等の都市内に留まることは出来なかつた。都市の存在には缺くべからざる條件がある。彼等は都市領を有し、商工業を営まなければならぬ。換言すればバンを作るか買はなければならぬのである。それには地方と又は他の都市との安全な交通を必要とする。要するに内亂や掠奪が彼等の状態を貧窮にし、恐るべき傳染病が流行したばかりでなく、食糧問題が都市を衰微させた大なる原因であつたらう。(Kemble, op. cit. pp. 291-293) 即ちサクソン民族の侵入と共にある都市は暴力的破壊に依つて消滅したかも知れないが、都市がその本來の特質たる商業的性質を維持し得なくなつてこゝに自ら消滅したものと見ることが出来るであらう。又よし幸にその城壁内の空地廣くして僅かに餘命を續け得たと



しても、從來有してゐた羅馬の諸制度を維持し得なかつたことは明瞭であらう。従つて後に再び生じたサクソンの都市は羅馬時代のそれとは全く異なることも自然であると云へよう。

アングロ・サクソン民族が新たに都市を設くるに當つても從來のやうな城壁都市を必要としなかつた。然し羅馬の軍事的要地をなしてゐた地方を再建し *ceaster* (即ち *castrum* から) と呼んだ。例へば *Chester*, *Rochester*, *Colchester*, *Manchester*, *Gloucester* の如き都市の名稱がその名残りである。かくの如き城塞的都市を殊に必要に感せしめたものは丁抹人の侵入である。この侵略が最も害をなしたのは *East Anglia* 地方で *Ipswich* 及び *Norwich* の如きは侵略者に依つて焼亡されたほどであつた。その外多くの都市が損害を蒙つたが八五一年には倫敦及び *Canterbury* に八六七年には *York* に多くの損害を與へた。丁抹人の侵入及び植民に關しては必ずしも十分の證據を有してゐるわけではないが、後まで英國經濟史上に重要な影響を與へたものである。他日機を見て詳論したいと思つてゐる。例へば商業に關するもの、又 *Danegeald* の如きである。都市に就いても *by* の語尾を有するものが *Lincoln-*

*shire* 及び *Yorkshire* に多い。例へば *Ketisbury*, *Somerby*, *Danby*, *Whitby*, *Grimsby* の如きである。 *by* は丁抹語で村落又は都會を意味する。即ち英語の *town* に相應する。従つて丁抹人がそれ等の都會を構成したと想像される。

同じやうな言語上の類推が *wic* と云ふ言葉に就いてもなされる。 *Wic* は *Haupt-satz* 即ち王、僧正、又は家族團體の居住地を意味する。又時に往來或ひは市場を意味することがある。そこで是等の居住地がその日常必需品の購入から自ら都會を生ずるに至つたと推斷される。即ち *Painswick*, *Warwick* (*Wæringa Wic*) の如きがそれである。又 *Wic* は灣や入江を意味し、従つて沿岸地方の都市がこの語尾を有することが多い。殊に丁抹人等の侵入防禦のために發達した *East Anglia* 地方に多い。即ち *Ipswich*, *Norwich*, *Berwick* の如きである。(Medieval England, op. cit. pp. 283-5)

*Norman Conquest* 以前に屢々都市が *Port* (*portus*) を以つて呼ばれてゐた。一〇一〇年 *Swegen* に依つて焼かれた *Northampton* は *Port* と呼ばれた。倫敦に就いては他の場合に述べた。「經濟史研究」上掲四六頁) その外 *Bridport*, *Langport*, *Stockport*, *Dudley Port* 及び *Midlands* では今でも *Portstreet* と呼ばれる所が二三ヶ所ある。羅馬

の法律家は *Portus* を商品が出し入れされる鞏固に圍れた場所としてゐる。③ Edward the Elder (901-924) の法令中に次の如き句がある。

“And I will that every man have his warrantor; and that no man buy out of port, but have the port-reve's witness, or that of other unijuring men whom one may believe. And if any one buy out of port, then let him incur the kings oferhynes. ④ (Ancient Laws and Institutes of England, ed. by B. Thorpe, vol. I. p. 159)

又その子 Æthelstan (925-960) の法令にも、

“And we have ordained: that no man buy any property out of port over xx. perce; -----”

“-----that there be one money over all the king's dominion, and that no man mint except within port” (ibid. p. 207)

かくの如き例に依つても知り得るが如く、Port は相當商業の發達せる一定の地方を指すものと解釋され、必ずしも港灣たることを必要としなかつたやうである。

但し Æthelred (978-1016) の法令に “And let every merchantship have ‘frith,’ that comes within port, though it be a hostile ship, if it be not driven.” なる Port は港を意味し漸次この意

味が一般に使用されるやうになつたのであらう。(ibid. p. 285) 然し當時にあつては上述の如く商業地と見做すべきもので、さらに一步進んで都市の一種と見るも大過なからうと思ふ。

以上述べて來たやうにサクソン時代に於いても種々なる原因から都市が發達して來たが、その主要なる原因は商業の發達である。羅馬時代の都市が殆ど全く破壊された後、次第に勃興して來たものは新しい商業都市であつた。然らばどの程度まで商業が發達してゐたか、又その状態が如何なるものであつたかは次ぎに來たるべき問題である。

(註一) “Portus est conclusus locus quo importantur reres et inde exportantur. Est et statio conclusa ac nautica.”

(註二) Oferhynes 字義通りには to overhear 大體 contempt に該當す。百二十志の罰金を科せられてゐた。

#### 四

商業が發達して來たのはサクソン人の侵入の初期でなかつたことは上記の説明に依つても明瞭である。然し第七世紀末後次第に發達して來たらしい。即ち

Ine, Alfred, Hlothere 及び Etric 諸王の法律に依つても各國內に於ける商業の發展に努力してゐたことを推測することが出来る。或ひは消極的に盜賊防禦の方法を講じ、或ひは積極的に道路橋梁を修復した。さらに他の方面から觀察すると、*King Canan* 王の時各都市に貨幣鑄造人が存してゐた。即ち *Canterbury* には七人ゐて、その中四人は王に、二人は *Bishop* に、一人は *Abbot* に屬してゐた。*Ro. Foster* には三人ゐて、二人は王に、残りの一人は *Bishop* に屬した。その外 *London* に八人、*Winchester* に六人、*Lewes* に二人、*Reading* に一人、*Chichester* にも一人、*Hampton* に二人、*Wareham* に二人、*Exeter* に二人、*Shaftesburg* に二人、その外の *Burhs* に一人ゐた。(Thorpe, op. cit. pp. 207, 209) これに依つても相當の程度の商業が行はれてゐたと云ふ推斷を下すことが出来るであらう。

然し各村落又は僧院城塞その他の人類の團體が自己の生産物を以つて満足してゐる間、又は満足し得る間は明かに商業は起らない。上記の時代に商業が行はれたと云ふことは換言すれば各團體が自己の内に生産し得ざる他の産物を要求するやうになつたことを示す。然らば如何なるものが要求されてゐたか。第一

に鹽が海岸地方殊に南部地方から齎された。(少しく後年の例にはなるが本誌前號所載の拙稿 *Liber Albus* に現れたる倫敦の經濟生活「一〇三頁參照」その外に金屬類も至るところで産出されるわけにはゆかない。然るに鐵が犁鋤の尖頭や武器に必要だつたことは云ふまでもない。又ある土地は羊に適し他の土地は豚に適した。穀物に適する土地もあれば牧場によい土地もあつた。すべてこれ等の自然的差違が國內商業を多少は利益あるものとしたかも知れない。然しそれは極めて原始的のものであつたと云へよう。唯それ等の相互の産物が相異なり、欲求が高くなれば、先づ形成さるべきものは市場である。然るにサクソン時代に於いて市場に關する記録は殆どないと云つてよい。Dr. Cunningham の云ふところに依ると次ぎの如くである。

「ある著者は境界標石を市場十字 (Market-cross) —— 市場に立てられた十字標 —— の先驅と見做してゐる。(Maire, Village Community, p. 192) 然し英國都市の十字標を王權の永久的表象と見る説の方が尤もらしい。然しそれが如何であらうとも相當の定期國內商業は絶えず黨争に依つて亂されてゐる國、又どの小村も他の村落の

人々に依つて掠奪されがちな國にさへも存してゐるかも知れない。英人移住の初期の頃からある程度までの國內商業が存してゐたと信ずることを否定すべき何等の理由もないのである。恐らく市場及び市場税は彼等の移住前にその種族中に規定され、こゝで發達したと云ふよりも輸入したものであつたと附言して置いてもいゝであらう。

「全體として極めて早い時代から定期の商業が存してゐなければならなかつたと思ふ。事實日毎に行はれたのではないが、特別の時に一定の場所で行はれ、單に野蠻島へ時たま船舶が尋ねて来るやうなものではなく、多少とも豫期し得る、又それに對して準備がなされる期間を置いて惹起した。かくして重要なる第一歩が踏み出される。」(Cunningham, *The Growth of English Industry and Commerce*, vol. I, p. 80)吾人は唯上述の如き事實からして市場の存在を推論するだけである。殊にこの斷定を裏書するものは當時に於ける外國貿易の状態である。

英國人が行なつた外國貿易は南方諸國とであつた。ある英國商人は第八世紀の始めに *Marseilles* に滞在してゐた (Lappenberg, *England under Saxon Kings*, II, p. 364)

彼等は又屢々 *Rouen*, *S. Denys* 及び *Troyes* その他 *Charles* 大帝の領土内の都市を訪れてゐる。紀元七九六年 *Mercia* の *Offa* が彼等を保護する約束をしたのは、最初の商業條約である。その外大陸に於ける僧院その他の宗教團體との關係に依つても商業がかなりに行はれてゐたことは明かである。殊に丁抹人や北方人に依つて刺激され南方伊太利方面までも取引があつたと云はれてゐる。(Cunningham, *ibid.*, p. 85) その取引されたもの、中干魚、鹽魚等が最も大なるものであつた。かくの如くある程度の外國貿易があつたとすればそこに市場が存在してゐたことは愈々確實となる。

以上述べて來た結果としてサクソン時代の後期に於いて相當商業の發達を見その取引の便宜のため、又監督の必要から自ら一定の場所に取引を限定する市場も存在したと考へられる。かくある特殊の地方に於いて商取引が行はるゝとすれば、その地方が歴史的にすでにある中心地であつたか如何かを問はず、その商的活動の結果當然都會として發展するやうになる。この時代に都市と呼ばるべきものがどの程度のものであつたか、これを今日から想像することは極めて困難な

ことに屬する。例へば倫敦の如き都市にしても第十一世紀以前の状態は餘り明かではない。然しながらHenry一世の特許狀が第十二世紀の第一年に倫敦人に與へられその組織を根本的に變更したとしても(William Stubbs, *The Constitutional History of England*, vol. I, pp. 439 seq.)それは急激なる都市組織の構成を意味するものではない。すでにある程度までの都市としての發達を遂げてゐたものと見做すべきである。要するにNorman Conquest以前に英國の一部にはかなりの程度の發達をなした都市が存在してゐたが、その數は極めて少なかつたと見るべきであらう。次にこのことを他の方面から觀察しようと思ふ。

## 五

アングロ・サクソン時代約五百年間の状態が如何に變化して來たかを知ることには當時の都市の發達を知る上に必要なことであるが、簡單にこれを述べることにはかなり困難なことである。羅馬時代を終ると北方からはPict西方からはScot東部海岸からはSaxonの侵入を受け混亂の状態に陥つた後、如何にして又何時Saxons, Jutes及びEnglishの諸王國が建設されるやうになつたか明かでない。當時の

文獻たるGildasの*Liber Querulus*にしても*Historia Brittonum* (Volumen Britanniae)にしても奇蹟的傳説の記録に過ぎず、又近世史家が最も多くその典據とする七三〇年頃に書かれたBedeの*Ecclesiastical History*及びAnglo-Saxon Chronicleにしても疑ふべきところ甚だ少くない。(Charles Oman, *England before the Norman Conquest*, pp. 186-192)然しこゝでこれ等の事情を論ずる餘裕はない。唯次第に建設された諸王國がその發展に際し如何なる傾向を探つたかを明かにすれば足りる。Stubbsの敘述に従へば次ぎの如くである。

「變遷の一般的傾向は私人的(Personal)組織から領域的組織への運動として述べてもいゝであらう。即ち私人的自由と政治的權利とが指導概念であつた状態から私人的自由と政治的權利とが土地所有から生ずる關係に甚だしく束縛され實際にはそれに追従する状態に移るやうになつた。AlfredのAngelcynnからCanuteのEnglalandとなつたのである。主要なる楷梯も又明かである。即ち獨逸の原始的制度に於いては純血の自由民は十分に資格を有する政治的單位である。王は種族の主であり、軍隊は武装せる人民であり、平和は國民的平和である。法廷は評

議せる人民であり、土地はその種族の財産であつて、自由民はその分前に參與する権利を有してゐる。次ぎの階段になると土地の所有が自由の標となつた。自由民は土地を所有するが故に十分に自由である。又自由なるが故に一定の土地を所有しない。軍隊は武装せる土地所有者の一團であり、法廷は土地所有者の法廷である。然し私人的基礎は全くなくなつたわけではない。土地を有たない者は未だその領主を選んでもよく、*hide* は家族の準備であり、平和は個人間の権利義務の維持を意味し、十分に自由な者はすべての政治的事柄に於いて貴族と同等である。次ぎの階段に於いて土地はすべての公關係の神聖なる結縁となる。貧者はその選擇せる保護者として、彼が開拓する土地の所有者として、訴訟する法廷の長として、彼等が従事する義務ある軍隊の指揮者として、富者に依存する。法の執行は人民の平和よりも土地の平和に存し、大地主は彼自身の安寧を維持し、彼自身の正義を行ふ。王はなほ國民の王と稱してゐる。然し彼は領主又保護者として、最高の地主として、すべての本來の政治的権利の代表者で、又すべての派出せる政治的権利の本源として、その臣下のすべての階級に對する新しい厄介な負擔を古い稱號に附加するに至つた。

「是等の階段の第一のものは Britain の征服が完成された時に終つた。唯マルク制度の痕跡の中に、又私人的術語の殘續の中に存してゐたことを示した。村落は血族的移住であつた。土地 (*the hide of land*) は家族の長の分配であり、種族的分割——*hundred, tithing, theod*——皆私人的のものであつた。第二、第三の變化の過程を跡づけることはアングロ・サクソン法制史の問題とするところである。この變化は十分に起つてゐない。アングロ・サクソン王は國民の王たることを決して止めてはゐない。然し彼は國民の父と云ふよりもその領主にして保護者となつた。しかもすべての領主権が土地所有に結合されてゐる社會状態に於いて彼は國民的土地の領主であつて、その稱號に依つて人民の主となるには唯一歩を必要とするのみである。」(Stubbs, op. cit. pp. 184-186) 然るにこの一歩は次ぎの時代、即ち Norman Conquest 以後までこの一歩を進めなかつたのである。換言すればアングロ・サクソン時代に於いては封建制度は未だ完成されてゐなかつた。然しすべての権利が土地と密接なる關係を有するやうになれば自らある一地方に血族關係外の地

域團結が強くなつて來たことは上述の如くである。こゝに於いて同一地方に住居する者が相倚つて一つの同胞的組織を形成するに至るのは自然である。この現象はすでに當時の都市内に於いても生じてゐた特徴である。即ちギルドの組織である。

## 六

サクソンの都市に於いて一つの特徴とも見るべきものは領主の協力に依るべきを問はず、多数のものはその協力を得てゐたが、兎に角 *weald* と呼ばるゝ共同の基金を有し相互扶助を目的とする團體が存してゐたことである。これ等は一方商業ギルドである *Hanse* 及び後の職人ギルド (*collegia opificum*) と混淆してはならない。これ等のギルドはその本來の性質が宗教的であると、政治的であると、社會的であるとを問はず、各人が嚴重なる誓約の下で同胞の約を結び相互扶助の約をなしたるものである。(Kemble, *op. cit.* pp. 309-310) 勿論これ等の多くは何等文書を交換することなくして行はれたものであらう。然し僅かではあるがかくの如き團體の存在を證據立てる文書が残されてゐる。例へば *Orky* と稱する者が彼自

身のその妻の記念に *Abbotsbury* (*Dorset*) の *St. Peter's Church* を崇敬するギルドにホタルを贈り、彼及びその仲間の組合員が服従すべき規定を定めてゐる、即ち寄附は教會に對し貨幣又は蜜蠟を以つてなし、又パン、小麦薪を以つてなすべきこと、*stepward* は宴席を設備し、又埋葬の認可を與へること等が規定され、善行は一般に要求されてゐた。終りに近きところに神の援助に依り前記の諸規定は若しこれを遵守せば、組合員一同に利益あるものたることを信ずと記されてゐる。(Medieval England, *op. cit.* p. 287) この一例に依つても當時のギルドが如何なる性質のものであつたか推測することが出来るが、さらにギルドと稱せらるゝものに *Cnithen gild* があるが、その本質を見る時、一層當時のギルドの意義を知ることが出来るであらう。*Cnith* 云ふ言葉の意味は少年、青年である。(F. Liebermann, *Die Gesetze der Angelsachsen*, *Zweiter Band* I. Hälfte S. 36) 然しギルドとしては一方軍事的意味を有すると共に模範的市民の團體であつたらしい。今日これ等の點に就いては餘り明瞭ではない。*Cnithen gilds* は *Norman Conquest* 以前に *Winchester*, *Canterbury*, 及び *London* 等に存在してゐたが、少くとも一世紀ぐらゐの繼續してゐたらしい。その倫敦に於ける起源に

關してはそのギルドの財産を繼承した Holy Trinity Priory の記録の中に次ぎの如く記されてゐる。

〔Canute 王の時(別本に依れば Edgar 王の時)王及び王國を甚だしく熱愛する十三人の騎士があつた。これ等の者が王に倫敦の東部の土地を乞ふた。その土地は住民が困苦とそれと共に課せられた役務のために見棄てた土地であつた。騎士達はこの土地をそれに對するギルドの權限と共に永久に與へられるに適してゐる。王は彼等のすべての者が陸上、地下及び水上で三度戰闘をなし勝利を得ること、又定められた日に今日の East Smithfield に當る原ですべての來者と戰ふべしと云ふ條件で許容され、彼等はすべてを立派にやつてのけた。王は同日ギルドを Chintan gild と名づけた……〕。(George Unwin, The Guilds and Companies of London, p. 24. より引用)

以上の外にサクソン時代に存在したギルドの一種として Frith sild が残つてゐる。これに就いて左に簡單に論じて置かう。初期に於けるアングロ・サクソンギルドの存在は The 及び Alfred の法律に出て來る gegildan と云ふ言葉である。gegildan は明かに家族より大なる團體を意味し、その一員の科料の一部を負擔する。Stubbs は gegildan を gild brethren と譯してゐるが、gegildan は必ずしも有志の者の團體のみに限定する必要なく政府に對して相互責任を負擔する團體を云ふのである。即ち英蘭に於いて血族的結合の缺陷を補はんがために法律に對し互に責任を負ふ地域團體が相當存在してゐたのである。かくの如きものと同一性質を有するものが Aethelstan 時代(九二五—四〇)倫敦に存してゐた Frith Gild である。即ち倫敦及びその近郊の盜賊を撲滅するのが目的であつて、組合員を十團體に分ち、それぞれ自身を指導者を有し、さらに是等の十團體が合して一體となり byrdeman に依つて總轄されてゐた。殊に吾人の注意に價することは組合員にして財産を失ふ盜まれたことを證據だて得た時は共同基金から一定額の賠償を受けることが出來た。この賠償金を ceapgild と云つた。即ち一種の盜難保險の役をもなしてゐたのである。若し盜賊が拿捕絞首に處せられた時、その財は沒收され、ceapgild を除いた残りの半分はその妻に與へ、他の半分は國王と組合員とに分割した。(Unwin, op. cit. pp. 19-23; Thorpe, op. cit. pp. 97-103; Kemble, op. cit. vol. II. pp. 521-527; Liebermann,



op. cit. I. ss. 173-183; Gross Guild Merchant, I. pp. 178-181) かくの如き警察的事務がかくの如き私的團體に依つて行はれ、中央政府の機關と奇怪な混合的現象を生じてゐたことは恰も私人的關係から領域的發展に達せんとしてあつた當時に於いて確かにあり得べきことである。然しこれ等に關する詳細なる議論はこゝで問題とすべき範圍外に屬するから省略する。

## 七

以上述べて來たやうにアングロ・サクソンの時代に存在してゐたギルドは少しも商業的色彩を帯びてゐなかつたと云つてよい。然るに James Thompson は次ぎのやうに論じてゐる。

「英蘭では古代都市の多くに Merchant Guilds がサクソン時代に樹立されてゐた。West Saxons の王 Ethelwulf (約八五〇年) は Winchester の住民にかくの如き組合を作る特權を與へたと云はれてゐる。(Dr. Milner, History of Winchester) そして都會の發展は一般に同時的であつたから、重要な他の場所でも同じギルド又は俱樂部の制度がそれより早くなかつたにしても殆ど同時代に存したと推論してもいゝで

あらう。彼等の發展の順序は次ぎのやうに想像されよう。Roman British の都會に於いてはサクソン人の征服の後(大體第七世紀の中頃又は末以後と推測される) 人格と財産の保障が多少とも完成されてゐて、商賣に従事する住民は大したものではなかつたが富を得やうとし始めてゐた時、この種の階級がすべての場所で形成された。merchant 云々言葉は恐らく中世羅甸語の mercator の翻譯であらう。サクソンの言葉では chapman に相當し、これは商人であつた都會人を指す。然し今日同じ地位にある階級とは違つたものであつた。彼等は織機で粗布を織り、或ひは製造原料(例へば羊毛の如き)又は日常必要品を買ひ集め、それ等を近くの都會の市又は市場に背負ひ又は荷馬で運んだ者であつた。何故ならば彼等の住んでゐた場所の交通が明かに彼等の支持に不適當であつたからである。各々住居の立つてゐる小さな地面(tourage)を所有若しくは占有してゐた。彼等は單にその住める土地又はその近くの國王、貴族、僧正等に租税を拂ふ責任があつたばかりでなく、他の都會に至る途上、又到着した都會に於いても無數の收斂を蒙つた。彼等は又遠隔の地に旅する時は何時でも危険に晒され、妨害を蒙つた。故にこれ等の困

難や危険な出来事は彼等の相互的安全及び法律化された掠取から相互に除外されることに共通の利害を感じさせられた。疑もなく Merchants 又は Chapmen's Guilds はかくの如き事情にその起源を有してゐた。組合員は互に誓言に束縛され、仲間の資財に共通の獻金をなした。彼等は合一した基金で Guild Hall を作り、そこで彼等の事務を扱ひ、時には一緒に宴會を催した。組合員が他の一員に對してなした詐欺を處罰した。疾病や逆境に際しては相互に扶助した。彼等は王又は領主から自由の特許狀を購求するために、都市の城壁修復のために、又他の公の目的を促進するため共同した。自由民からなり、より勢力があり繁榮し又有能な住民から成立つてゐた Merchant's Guilds は漸次に發展して終に Corporations of Boroughs と呼ばれるところのものとなつた。(Thompson, op. cit. pp. 14-15)

この議論は確かに商人ギルドの發生に關する一理由とはなり得る。然しサクソン時代に商人ギルドがあつたと云ふ實際的證據は頗る薄弱である。その典據たる Milner の History of Winchester を見ることが出來ないので、それが如何なる證據に依つてかく斷言してゐるか明かでない。然し Gross に依ると Winchester に於け

る商人ギルド存在の典據は Archaeologia, vol. 49, p. 214. 及び Bracton's Note-Book, sec. 294. であつて Henry 二世(一一五四—八九)の時代とされてゐる。従つて Winchester のギルドと云ふもすでに述べた Cniten gilds 又は frith gild の如きものではないであらうか。即ち中世紀に於けるギルドとアングロ・サクソンのギルドとの間には直接何等の關係なきものと認むる者である。この點に就いての議論は他の機會に譲る。(Gross, op. cit. vol. I. Appendix B. Anglo-Saxon Gilds 參照) 要するにサクソン時代に於ては漸く地域的團結の重要さが認められるやうになつたが、未だ商業的利益から鞏固なるギルド組織を形成するには至らなかつたと見るべきであらう。この點に於いては恰も上述せる Sudds の私人的關係から地域的關係に移る第二第三の階段が Norman Conquest 以後に残されたと云ふのと全く同一であると思ふ。従つてこの方面から觀察すればサクソン時代の都市はある程度の發展をなしてゐたかも知れないが、未だ都市本來の性質たる商工業的要因は十分に發達せず、商業團體が都市の中心勢力となるには遙かに遠い状態にあつたと云ふべきであらう。

## 八

以上の記述に於いてはサクソン時代に於ける都市と宗教との關係に就いては殆ど述べずに來た。それは他日この點に就いて詳論したいと思つてゐるからであるが、この概論に於いてもある程度の記述はこれを省略すべきではないと思ふ。僧院の周圍にその僧院の必要とする日常品を鬻ぐ者が相集まると共に僧院自體が經濟的活動に従事したことに就いてはすでに他の場合に述べたことがある。「經濟史研究」第一卷一七三・三七以下、六二頁等初期の例として擧ぐべきものに Berkshire の Abingdon がある。又 Shaftesbury に於いてもその起源は寧ろ軍事的のものであつたかも知れないが、Alfred 王に依つて尼院が建設されて發展したものである。然しこゝでは Domesday Book に現れた Bury St. Edmunds の記事が最もよく僧院の周圍に都市が發達する狀況を示すものであると思ふからそれを引用することとする。Domesday Book は嘗つて述べたことがある如く、「經濟史研究」上掲六四―七頁英國古代史の研究に最も重要な文獻であるが Edward the Confessor の時代(一〇四二―一〇六六)の狀態と調査當時(一〇八五年以降)の狀態とを比較してゐる。以下

引用の文句に當時とあるは前者の時代で今とあるは後の時代である。従つて大凡サクソン時代末期の發展狀態と見て差支へないと思ふ。

「榮譽ある國王にして殉教者たりし St. Edmund の葬られてゐる都會に於いて Edward 王の時代に僧院長 Baldwin は僧侶の生計のために百十八人の者を保持してゐた。彼等は彼等の土地を賣却又は贈與することが出来る。彼等の下に五十二人の *Dordarii* があり、僧院長はその援助を受けることが出来る。五十四人の甚だ貧しき自由民、四十三人の施物で暮してゐる者、彼等は各々一人の *Dordarius* を有する。今は二つの製粉場と二個の貯藏池又は養魚池がある。この町は當時十磅に價ひしたが今は二十磅である……當時耕地であつたより廣い範圍を包含するやうになり、今は相互に三十人の僧侶、助祭、書記。國王及びすべての基督教徒のため毎日祈禱を捧げる二十八人の尼僧と貧しき同胞。八十人(五人足らず)のパン、焼、釀酒人、裁縫士、洗濯人、靴工、服匠 (*Parmenter*) 料理人、門番、從者等が存してゐる。これ等はすべて聖者、僧院長、及び同胞のために奉仕する。その外に同じ都會に住居する十三人の者が *reue* (王を代表する)の土地にゐる。彼等の下には五人の *Dordarii* がゐる。

る。今は又英佛人一絡にして軍務に服するために三十四人の者が居り、彼等の下に二十二人の *borhari* がある。Edward 王の時には耕地であつた *St. Edmund* の領主領 (*demense*) に今や全體で三百四十二の住家がある。』 (*Mediaeval England*, op. cit., pp. 286-7 より引用)

以上の記事に依つて見るもサクソン時代末期の宗教都市と云ふも極めて微々たるものであるとが想像出来るであらう。要するにこれ等の都市と雖もすべて中世封建都市勃興に至る萌芽を示したに止まりそれ以上に出ないと云ふとが出来る。すでに述べたる如く相當發展して來た商業は宗教的原因或ひは軍事的原因から生じた都市の萌芽を大いに發達せしめたものと思はれる。軍事的原因に就いてはすでに記した丁抹人の侵入その他の軍略的理由に依つて建設されたものを指すのである。例へば *Aethelfled* (the Lady of the Mercians) は九一二年に *Scargate* 及び *Bridenorth* の要塞を九一三年に *Tamworth* と *Stafford*、九一四年に *Eddisbury* と *Warwick*、九一五年には *Cherbury*、*Warborough* 及び *Runcorn* の要塞を建設したが如きものである。(Kemble, op. cit. p. 321) かくいろいろの理由からして作られた人類生

活のある變態的中心——この造語は不適當であるかも知れないが、後の商業市場を中心とするものに對して敢てこの句を使用する——はすでに存在してゐたが、これがさらに *Norman Conquest* 以後の所謂英國封建制度を形成する間に多くの淘汰を経てあるものは亡び、あるものは之に反して益々都市としての本質を具へるやうになつたのである。

## 九

吾人は最後に上述の議論を概括して本論文を終りたいと思ふ。英蘭に於ける古代都市の状態を見ると羅馬の影響を受けて建設された直譯的都市——勿論羅馬人が征戰の途上得た種々なる影響や一般に文明人が野蠻國に移住する時生ずるその生活様式の退化があつたことは云ふまでもない。——が破壊され、將にアングロ・サクソン固有の都市形態を形成せんとするに當つて、ルマン人の來住に接したのである。前掲せる *Thompson* の言の如く人格と財産との保障が出來れば自ら都市發達の基本たる商業を生せしむる。アングロ・サクソンの都市はその商業を中心として發達せんとしつゝあつた。それと共に *Augustine* 等に依つて五九七

年頃齎された基督教は漸く信仰の中心となり、こゝに宗教的都市を見んとした。然しこれもその完成期を次ぎのノルマン時代に譲つたのである。中世都市發達の特徴の一つはその宗教的色彩の濃厚なることにある。さらに軍事的理由からなる城塞都市も羅馬時代の如く内部の敵に對する防禦と共に、さらにそれよりも主として外敵に對する恐怖から發生した。これサクソン時代に形成された都市の最も著しい特徴である。軍事的要素が英國都市の起源を論ずるに際しても強調される所以であり、又かの衛戍説 (the garrison theory) が有力なる學者に依つて支持される所以である。〔經濟史研究上掲三九—四六頁〕

英國の歴史を緝く者のよく知るが如くサクソン人の征服が完成せる頃は多くの小國分立し、さらに七つ又は八つの王國に統一された。これ等の王國はその政體もその特質も甚だよく類似してゐた。これ等 諸王國が一つの王國に統一されたのは第十世紀の中頃であつた。その王室の權力も前よりも一層大であつた。英國の中央政府の權力が歐洲諸國のそれに比して遙かに大であつたことはすでにこゝに胚胎してゐたと云つてよい。William the Conqueror がその征服に依つて英國の國民的統一をさらに鞏固ならしめたかも知れない。然しその基礎はすでにそれ以前に置かれてゐたのである。要するにサクソン時代はすべての點に於いてやがて來たるべきノルマン封建制度の基礎となつたと云つて差支へないのである。

William 一世の渡來即ち Norman Conquest はそれ以前の羅馬人やサクソン人の侵入とは全く赴きを異にしてゐるものである。純然たる政權王位の爭奪である。従つてその影響も甚だ複雑である。殊に英國と大陸との關係が密接となり、それだけ多くの影響を蒙らざるを得なかつた。都市の發展も雖も同様である。故に英國に於ける中世都市の發達を知らんとする者は又ノルマン人の故國たる佛蘭西、殊に Breteuil 地方の状態、Commune の制度等を知る必要がある。然し中世都市の發展に就いてはこれを他の機會に譲ることとする。本篇は中世都市を理解する上に必要な前提をなすものに過ぎない。 (大正十五年十二月十六日稿)